

令和5年度カーボンニュートラル化に向けた水素需要等の調査・検討業務委託 業務仕様書

1 目的

国の温室効果ガス排出量削減の目標に向け、カーボンニュートラルの取組が加速しており、今後、県内企業においても対応が求められることとなります。現在利用されている化石燃料に代わる次世代エネルギーとして注目されている水素・アンモニアは、現状では、コストの高さと、需要・供給の拡大及びサプライチェーンの構築が課題となっているところです。

また、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた取組については、令和5年3月に公表された報告内容を踏まえ、水素・アンモニアの受入・供給拠点化の検討など、コンビナート・臨海部に限らず、その背後圏や県内他地域も含めて広域的な観点から調査・検討を実施していく必要があります。

このため、本事業では、カーボンニュートラルの実現に向けて、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入を促進し、県内産業の脱炭素化及び競争力強化を図るため、県内企業のカーボンニュートラル化に向けた取組状況や、今後の水素及びアンモニアの需要・ポテンシャル等を把握するとともに、サプライチェーン構築に向けた課題整理や供給方法等を検討することを目的とします。

2 業務内容

令和5年度カーボンニュートラル化に向けた水素需要等の調査・検討業務委託

3 履行期間

契約日から令和5年11月30日（木）

4 業務概要

(1) 業務内容

ア カーボンニュートラル化に向けた県内企業の実態把握

- ・ 県内企業に対し、以下の項目についてヒアリング（20社程度）及びアンケート調査（90社程度）実施し、調査結果を取りまとめるとともに、今後の事業展開及び企業連携の可能性等について調査分析を行うこと。
 - ① カーボンニュートラル化に向けた企業の取組
 - ② CO₂排出量及び燃料構成
 - ③ 水素等の使用実態、将来の需要量算定
 - ④ カーボンリサイクル及びサーキュラーエコノミーの取組
 - ⑤ その他必要と考えられる項目
- ・ ヒアリングに係る資料及び議事録の作成、訪問日程の調整を行うこと。また、ヒアリング時に説明を行うこと。
- ・ より効果的と考えられる調査項目や対象企業等を提案すること。
- ・ アンケートを対象企業に郵送すること。なお、発送に係る費用は受託者負担とする。
- ・ アンケートは未回答企業に対し最低1回催促すること。
- ・ ヒアリング及びアンケートは、発注者も協力して行う。
- ・ オンラインでのヒアリングも可能とする。

【ヒアリング・アンケート実施予定企業数】

	桑名地域	四日市地域	鈴鹿地域	松阪地域	その他	合計
ヒアリング	8	2	7	3	0	20
アンケート	20	11	19	10	30	90

- ※「桑名地域」……桑名市、いなべ市、員弁郡、桑名郡を含む
「四日市地域」…四日市市、三重郡を含む（コンビナート企業を除く）
「鈴鹿地域」……鈴鹿市、亀山市を含む
「松阪地域」……松阪市、多気郡を含む

イ サプライチェーン構築に向けた水素等の供給方法の検討

- ・水素等の配送方法（パイプライン、ローリー、供給拠点の設置等）について、将来の需要予測に基づき、それぞれの地域ごとに配送方法別の価格比較等を行うことで妥当性を検討し、課題を整理すること。
- ・サプライチェーン構築に向け、必要となる諸条件を整理するとともに、技術開発見込み等も踏まえ時間軸を検討すること。

ウ 県内産業のカーボンニュートラル化の推進に向けた提案

- ・次世代エネルギーの活用やカーボンリサイクル、サーキュラーエコノミー等において、四日市コンビナート企業及び中部圏内企業との連携の可能性について検討すること。
- ・県内産業の競争力強化や温室効果ガス削減に向けて、行政及び企業が取り組むべき対応策を検討すること。

エ 調査報告書のとりまとめ

- ・上記調査・検討結果を、図や表を用いて整理・編さんすること。
- ・調査報告書は、企業情報に配慮し、公表用と事務局用の二種類を作成すること。

(2) 調査報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、実績報告として調査報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

調査報告書は、電子データ（Word 及び PDF）及び紙（A4 カラー両面）150部程度（公表用120部、事務局用30部程度）を提出するものとする。

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和5年11月30日（木）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078

E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 服部、源寄